

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画

令和元年 10 月

西東京市

— 目 次 —

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画

I. 基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の目標年度	2
II. 現状分析と民間委託化の効果検証	3
1 保育施設の現状	3
2 待機児童対策の現状	3
3 認可保育所の運営が市財政に与える影響	5
4 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点	6
5 これまでの民間委託化の効果検証	7
III. 公設民営保育園の民設民営化による効果	10
1 民間事業者が得られる効果	10
2 子どもたちや保護者が得られる効果	10
3 財政効果の見込み	10
IV. 民設民営化の実施と保育の質の確保	12
1 民設民営化を進めるに当たって	12
2 公私連携型保育所制度の導入	13
V. 民設民営化実施園及び運営事業者の選定方法	14
1 実施園の選定方法	14
2 運営事業者の選定方法	14
VI. 公設民営保育園における財産の所有状況及び処分方法	16
1 公設民営保育園の土地・建物の所有状況	16
2 財産処分方法の基本的な考え方	16

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画(実施計画)

1 実施スケジュール	1
(1) 民設民営化の実施時期	1
(2) 園ごとの主なスケジュール	1
2 実施計画の見直し	2

資料編

1 西東京市子ども子育て審議会関係資料	1
2 検討経過	6
3 用語解説	7

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画

I. 基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本市では、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化等に伴う保育ニーズの急増に対し、認可保育所や地域型保育事業所をはじめとした保育施設の新規開設等により保育定員の適正化を図り、この5年間で約940人もの定員拡大を図ってきました。しかしながら、依然として待機児童数は横ばい傾向が続いており、今後もさらなる待機児童対策に取り組む必要がある状況です。

また、保育サービスの充実と行財政運営の効率化を図るため、平成18年度から平成27年度の10年間で、17園ある公立保育園のうち7園の民間委託化（公設民営化）を行ってきましたが、保育環境の整備・充実のため、公設民営保育園においても保育士等の処遇改善等を図ってきた結果、民間委託化による財政効果は減少しています。

公設民営保育園を含む公立保育園の運営費は、基本的に保育料と市の負担金で賄っているため、厳しい財政状況の中では、さらなる待機児童対策や保育士の処遇改善等の保育環境の整備・充実が困難な状況となっており、これらの課題に取り組んでいくためには、新たに財源を確保する必要があります。

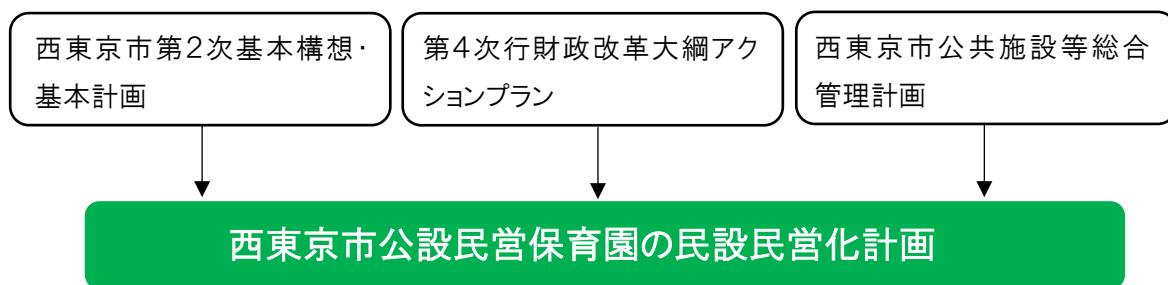
そうした中で、第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成31年度版）においては、民間活力の活用促進として、令和元年度以降に公設民営保育園の民設民営化（民間移譲）を計画的に進めていくことが求められています。

また、民間保育施設が増加する中で、市内全体の保育の質の確保・向上を図るため、公的な機関である公立保育園が今後どう在るべきかについて「西東京市子ども子育て審議会」に諮問した結果、公立保育園（公設公営保育園）の果たすべき役割等とともに、「公設民営保育園7園については、国・都からの負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保されたい。」との答申を得ました。なお、公設公営保育園の民間委託化等については引き続き検討することとされています。

以上のことから、今後の待機児童対策や保育環境の整備・充実等に活用するための財源を計画的に確保していくため、公設民営保育園7園の民設民営化計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「西東京市第2次基本構想・基本計画」、「第4次行財政改革大綱アクションプラン」、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画～」を踏まえ策定、実施します。



3 計画の目標年度

本計画の計画期間は、令和 15 年度を目標年度とします。

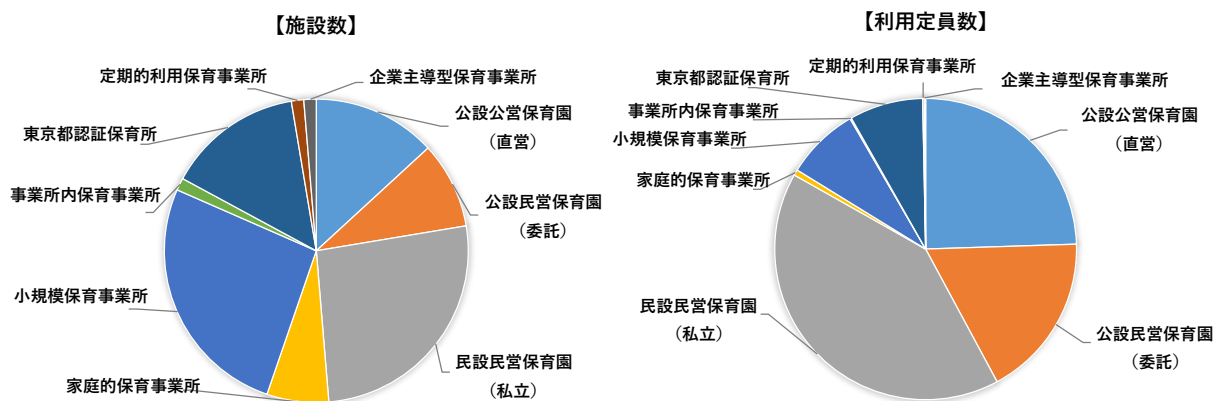
なお、計画の推進を図るため、状況把握及び効果検証を定期的を実施し、必要に応じて新たな対策や計画年度の見直し等を行います。

Ⅱ．現状分析と民間委託化の効果検証

1 保育施設の現状

平成 31 年 4 月 1 日現在で、本市には認可外保育施設を含めた保育施設が 76 施設あり、その内公設民営保育園は 7 園となっています（表 1）。

図 1・表 1 平成 31 年 4 月 1 日現在の市内の保育施設数及び利用定員数



施設種別		施設数		利用定員数	
認可保育所	公設公営保育園（直営）	10	13.2%	1,006 人	24.5%
	公設民営保育園（委託）	7	9.2%	726 人	17.7%
	民設民営保育園（私立）※ ¹	20	26.3%	1,686 人	41.0%
地域型保育事業所	家庭的保育事業所	5	6.6%	25 人	0.6%
	小規模保育事業所	20	26.3%	323 人	7.9%
	事業所内保育事業所	1	1.3%	6 人※ ²	0.1%
認可外保育施設	東京都認証保育所	11	14.5%	324 人	7.9%
	定期的利用保育事業所	1	1.3%	7 人	0.2%
	企業主導型保育事業所	1	1.3%	6 人※ ²	0.1%
合 計		76	100.0%	4,109 人	100.0%

※ 1 1 歳児 1 年保育事業の利用定員数含む。

※ 2 地域枠の利用定員。

2 待機児童対策の現状

本市では、保育施設の新規開設等により待機児童対策を進め、この 5 年間で約 940 人もの定員拡大を図ってきましたが、平成 31 年 4 月 1 日の待機児童数は 108 人となっており、依

然として横ばい傾向が続いています（表2）。そのため、今後もさらなる待機児童対策に取り組む必要があります。

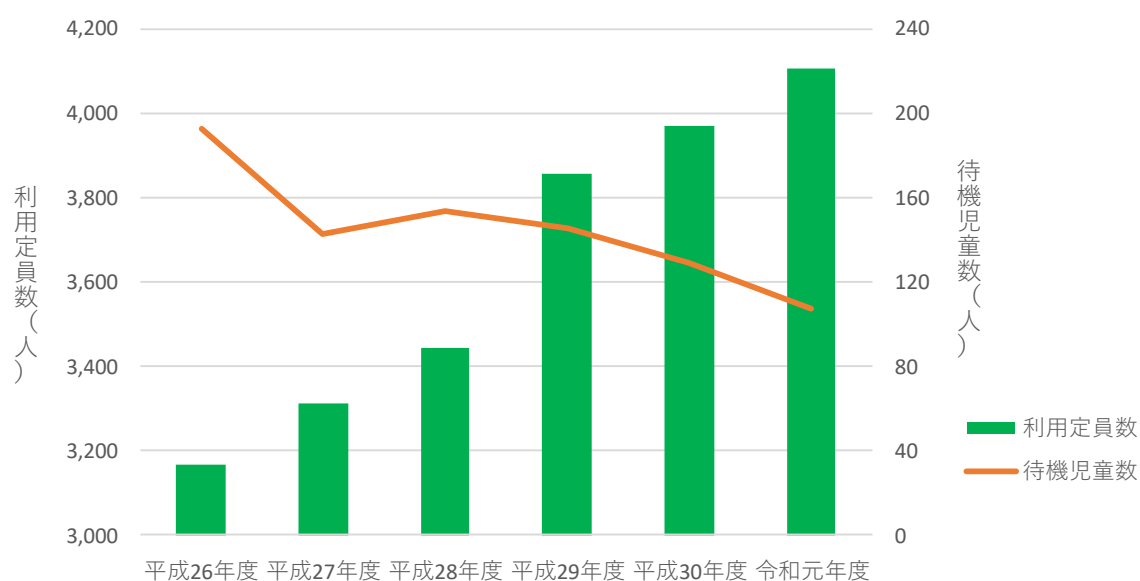
表2 保育施設数及び待機児童数の推移

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
認可保育所	27	2,671	29	2,824	30	2,918
地域型保育事業所	0	0	13	107	15	142
認可外保育施設	27	498	15	383	15	384
合 計	54	3,169	57	3,314	60	3,444
待機児童数	193		143		154	
	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
認可保育所	34	3,212	35	3,295	37	3,418
地域型保育事業所	24	285	25	321	26	354
認可外保育施設	14	360	14	357	13	337
合 計	72	3,857	74	3,973	76	4,109
待機児童数	146		129		108	

※ 各年度4月1日現在の施設数及び利用定員数。

※ 平成30年度及び令和元年度の認可保育所の定員数は、1歳児1年保育事業の利用定員数を含む。

図2 定員数及び待機児童数の推移



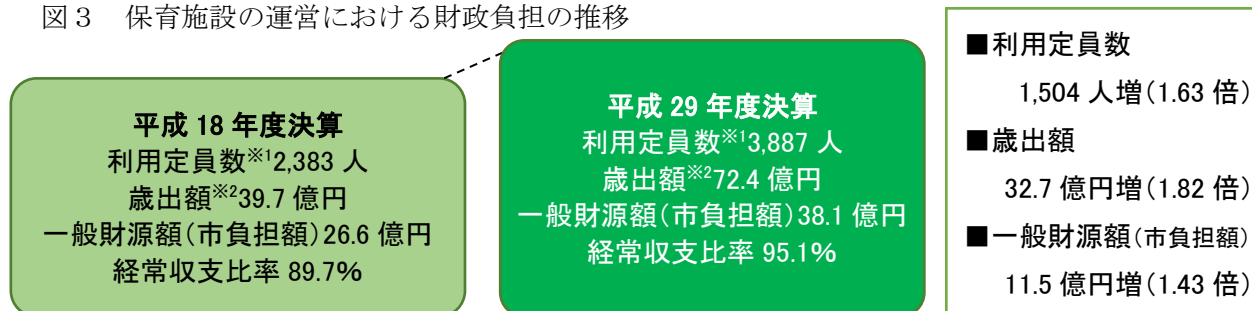
3 認可保育所の運営が市財政に与える影響

社会経済情勢の変化により保育需要が高まる中、保育定員の適正化等を図るため、市では行財政改革の取り組みを進め、公立保育園の民間委託化によるコスト削減、利用者負担金（保育料）の値上げ等により財源確保を行うとともに、国・都に対し保育施設整備・保育施設運営経費に対する更なる財政支援の要請などを行ってきました。

しかしながら、保育施設の増加により保育施設の運営経費負担が増加してきたことに加え、保育士等の処遇改善制度の充実等による公定価格の引き上げ等により、公設公営保育園を除く各保育施設に対して運営委託料や運営費補助金等を増額したため、市の行財政改革の効果だけでは、財政負担の増加をとどめることができてなくなっています。

そのため、さらなる待機児童対策（＝保育施設等の確保）や、保育士等の処遇改善等による保育環境の整備・充実を進めるためには、より一層の行財政改革の推進により、財源の確保を図っていく必要があります。

図3 保育施設の運営における財政負担の推移



※1 各年度3月31日時点での利用定員数。

※2 歳出額には保育施設の建設、整備に対する補助金等に係る額は含んでおりません。

4 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点

認可保育所の設置・運営主体による主な相違点は、以下のとおり整理することができます。

図4 認可保育所の設置・運営主体による主な相違点

	保育所の 利用調整	保育料の 決定・徴収	園建物	園運営 (職員雇用・ 職員採用)	運営費の負担 (運営費・ 人件費)
公設公営 保育園	市	市	市	市	市 及び利用者
公設民営 保育園			所有・賃貸	事業者	
民設民営 保育園			事業者 所有・賃貸		国・都・市 及び利用者

図4のとおり、保育の利用調整や保育料の徴収・決定については、設置・運営主体による相違点はありません。建物や運営、職員雇用については、設置・運営主体による違いがありますが、財政面における主な相違点は運営費の負担です。

認可保育所の運営に係る平成29年度決算における歳出額及び一般財源額（市負担額）を比較すると、子ども1人当たりの歳出額がほぼ同額（表3下段下線部）であるのに対して、一般財源額（市負担額）は民設民営保育園だけが少なくなっています（表3下段波線部）。これは、民設民営保育園については、子ども子育て支援新制度により運営費の一部を国及び都が負担しているからであり、公設民営保育園と民設民営保育園では子ども一人当たり約562千円の差があります。

表3 運営主体別認可保育所決算額の増減比較

平成 18 年度決算額 ※委託初年度	公設公営保育園 (16 園)	公設民営保育園 (1 園)	民設民営保育園 (5 園)
歳出額	26.4 億円	1.6 億円	7.8 億円
子ども1人当たり	1,702 千円	1,403 千円	1,445 千円
一般財源額(市負担額)	19.0 億円	1.1 億円	3.8 億円
子ども1人当たり	<u>1,228 千円</u>	<u>1,007 千円</u>	<u>698 千円</u>

平成 29 年度決算額	公設公営保育園 (10 園)	公設民営保育園 (7 園)	民設民営保育園 (17 園)
歳出額	17.9 億円	13.6 億円	26.2 億円
子ども1人当たり	<u>1,713 千円</u>	<u>1,809 千円</u>	<u>1,783 千円</u>
一般財源額(市負担額)	13.0 億円	9.5 億円	10.3 億円
子ども1人当たり	<u>1,245 千円</u>	<u>1,273 千円</u>	<u>705 千円</u>

※ 市は民設民営保育園の保育サービスの充実を図るため、国基準の運営費とは別に上乗せした補助を実施しています。

また、上乗せ補助の一部においては、民設民営保育園 17 園の内、社会福祉法人（7 園）については都が直接事業者に対して補助を実施し、その他の法人（10 園）については都の補助を受けて市が事業者に補助を実施しています。そのため、民設民営保育園子ども 1 人当たりの歳出額には、都が社会福祉法人に対して直接補助した額は反映していません。

5 これまでの民間委託化の効果検証

現在市内に 7 園ある公設民営保育園については、社会情勢・就業形態等の変化に伴い多様化する子育て支援・保育ニーズに応えるとともに、保育サービスの活性化と行財政運営の効率化を図るため、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間で順次民間委託化が行われました（表 4）。

その結果、民間委託化した園での午後 8 時までの延長保育、産休明け保育、一時保育の実施や、民間委託化により生じた職員を活用した地域子育て支援センターの設置等の保育サービスの充実・活性化を図ることができました。

また、公設民営保育園では、事業計画と実績報告の定期的な市への提出、公設公営保育園と同程度の保育基準による委託契約の締結、第三者評価の実施等により保育の質の確保を図っています。第三者評価の結果については、利用者調査の結果が公設公営保育園と同程度、職員自己評価の結果が公設公営保育園よりは若干低いものの高水準を確保しています（表 5、6）。一方で、委託開始当初の平成 18 年度と平成 29 年度決算を比較すると、公設民営

保育園の一般財源額（市負担額）が最も増加しており、財政効果が減少しています（表3 波線部を比較）。これは、民営保育施設の保育士の処遇改善制度の充実等による公定価格の引き上げ等により、公設民営保育園及び民設民営保育園に対する歳出額が年々増加しているのに対し、子ども子育て支援新制度における国及び都による運営費の負担金は、民設民営保育園のみを対象としているからです。

以上のことから、これまでの公立保育園の民間委託化については、概ね当初の目的を果たすことができているものの、財政効果が減少してきていることから、今後さらなる待機児童対策や、保育環境の整備・充実のため保育士等の処遇改善等に取り組むためには、そのための財源を確保する必要があります。

表4 民間委託開始年月一覧

園名	委託開始年月
みどり保育園	平成18年4月
田無保育園	平成19年4月
しもほうや保育園	平成21年4月
そよかぜ保育園	平成23年4月
ひがしふしみ保育園	平成25年4月
ほうやちょう保育園	平成26年4月
芝久保保育園	平成27年4月

表5 第三者評価における利用者調査結果

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5か年平均
公設 公営 保育園	実施園数	0	3	5	2	3	—
	満足度※ (平均)	—	72.4%	77.2%	73.3%	78.5%	75.4%
公設 民営 保育園	実施園数	3	1	1	4	2	—
	満足度※ (平均)	74.6%	81.8%	84.7%	72.7%	80.7%	78.9%
民設 民営 保育園	実施園数	6	4	6	9	11	—
	満足度※ (平均)	79.8%	76.3%	76.7%	79.5%	82.8%	78.9%

※満足度…総回答数に対する「はい」と回答のあった数の割合

表6 第三者評価における職員自己評価結果

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	3か年平均
公設 公営 保育園	実施園数		5	2	3	—
	満足度 (平均)	できている	93.8%	74.0%	83.5%	—
		できていないところがある	—	23.5%	—	—
		合計	93.8%	97.5%	83.5%	91.8%
公設 民営 保育園	実施園数		1	4	2	—
	満足度 (平均)	できている	85.0%	60.5%	83.3%	—
		できていないところがある	—	31.4%	—	—
		合計	85.0%	91.9%	83.3%	86.7%
【参考】 民設 民営 保育園※	実施園数		—	3	1	—
	満足度 (平均)	特に優れている	—	—	23.4%	—
		できている	—	70.5%	56.8%	—
		できていないところがある又は ややできている	—	9.1%	—	—
		合計	—	79.6%	80.2%	79.9%

※満足度については、第三者評価機関により評価の段階や表現が異なります。

※民設民営保育園については、情報提供のあった分のみを集計しています。

Ⅲ. 公設民営保育園の民設民営化による効果

1 民間事業者が得られる効果

公設民営保育園は、児童福祉法等の関係法令や保育指針等を遵守した上で、公立保育園としての範囲内において創意工夫を生かした保育を実施しています。しかし、建物管理は市が実施するため、委託事業者としては自由に建物の修繕や改築を行うことはできません。また、国や都が行う各種の保育士負担軽減事業などでは、公立保育園であることを理由に国や都の補助金は、ほとんどが対象外とされています。

公設民営保育園を民設民営化した場合、これまで通り関係法令等を遵守した上で、民間事業者としてより一層の創意工夫を生かした保育の実施が期待できるとともに、設備面でも事業者の自由な発想を生かすことが期待できます。また、国や都が行う各種の保育士負担軽減事業などの対象も広がることが想定されることから、保育環境の整備・充実をより一層図っていくことが可能となります。

2 子どもたちや保護者が得られる効果

1の民間事業者が得られる効果で述べたとおり、公設民営保育園を民設民営化することで、民間事業者としてより一層の創意工夫を生かした保育を実施していけるとともに、国や都が行う各種の保育士負担軽減事業などの対象も広がることが想定されることから、保育士等が長く働き続けられる環境が整えられ、経験やキャリアを積んでいくことで、保育環境の整備・充実が今まで以上に図られることとなります。これにより、保育の質の向上が期待できます。

3 財政効果の見込み

市では、全ての公設民営保育園を民設民営化することで、年間約4.1億円の財政効果が見込まれます。

これにより、今後さらなる待機児童対策や、保育環境の整備・充実に向けた保育士等の処遇改善等に取り組んでいきます。

■財政効果の考え方

公設民営保育園と民設民営保育園の子ども1人当たりの一般財源額（市負担額）の差額

1,273千円※－705千円※＝568千円 ※数値は表3を参照

568千円×約760人（7園での受入人数）≒約4.3億円・・・歳入増加見込額

○民間事業者に建物を有償で貸し付けた場合

市が運営事業者に新たに支払う運営費（国が定めた公定価格の賃借料加算）約 0.5 億円のうち、一般財源額（市負担額）約 0.2 億円を歳入増加見込額から控除します。

財政効果見込額

歳入増加見込額 約 4.3 億円 — 賃借料加算見込額 約 0.2 億円 = 約 4.1 億円

○市が土地建物を所有する 3 園の建物を有償で譲渡、市以外が土地又は建物を所有する 4 園の建物を有償で貸し付けた場合

市が運営事業者に新たに支払う運営費（国が定めた公定価格の減価償却加算及び賃借料加算）約 0.4 億円のうち、一般財源額（市負担額）約 0.1 億円を歳入増加見込額から控除します。

財政効果見込額

歳入増加見込額 約 4.3 億円 — 賃借料・減価償却費加算見込額 約 0.1 億円
= 約 4.2 億円

建物の改修や建て替えが必要になった場合は、その費用の一部を国、都、市が補助金として運営事業者に交付することとなります。

公設民営保育園の民設民営化により新たに確保した財源については、さらなる待機児童対策や保育環境の整備・充実等に活用します。

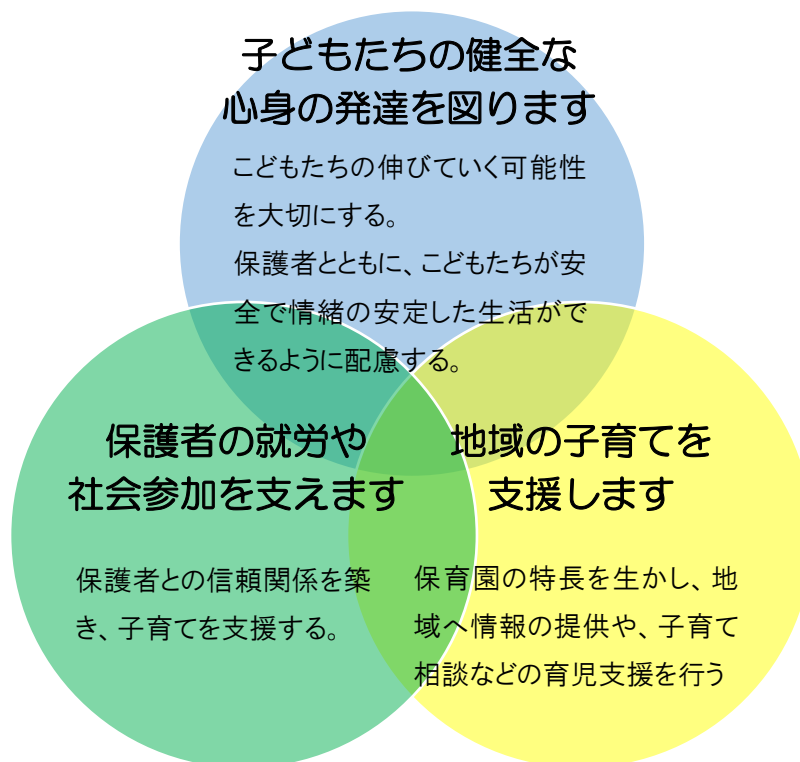
IV. 民設民営化の実施と保育の質の確保

1 民設民営化を進めるに当たって

方針：民設民営化の実施にあたっては、子どもの最善の利益や、保護者・職員の負担及び不安の軽減に十分配慮しながら進めていきます。

民設民営化後も、西東京市立保育園の保育理念に基づいた保育を従来通り実施してもらえるよう配慮するとともに、子どもの最善の利益となることを考慮しながら進めていきます。

【西東京市立保育園の保育理念】



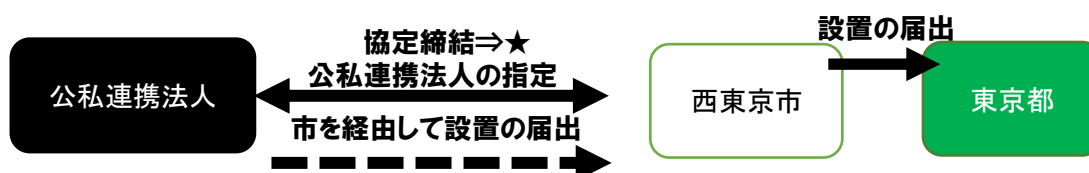
2 公私連携型保育所制度の導入

方針：公設民営保育園で現在実施されている、公共性が高い事業等を継続するため、公私連携型保育所制度を導入します。

公立保育園で現在実施されている以下のような公共性が高い保育事業等を、民設民営化後も引続き実施していくため、民設民営化に当たっては児童福祉法において新たに定められた公私連携型保育所制度を導入します。

- 保育の質の確保
 - ・公立保育園として維持してきた保育理念や保育基準の維持
- 子育て支援事業の継続
 - ・緊急一時保育事業の実施
 - ・一時保育事業の実施
 - ・延長保育事業の実施など
- 公共施設として維持してきた役割の継続
 - ・避難所としての備えを維持

<参考> 公私連携型保育所制度の仕組み



★協定締結事項

- 1 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- 2 公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本事項
- 3 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本事項
- 4 協定の有効期間
- 5 協定に違反した場合の措置
- 6 その他公私連携型保育所の設置運営に関し必要な事項

※公私連携型保育所制度は、児童福祉法第58条の8により規定されています。

V. 民設民営化実施園及び運営事業者の選定方法

1 実施園の選定方法

方針:実施園の選定については、運営の安定性、国・都補助金の処分制限期間や市債の償還期限等を総合的に考慮しつつ、現在の委託事業者とも調整を図った上で決定し、目標年度である令和15年度までに全7園の民設民営化を目指します。

市以外が土地・建物を所有する公設民営保育園については、事業者選定方法について貸主との協議が必要であることから、土地・建物共に市が所有している公設民営保育園3園から先行して民設民営化を実施することを基本とします。

市以外が土地又は建物を所有している4園については、貸主との協議や現在の委託事業者の意向等を踏まえ、検討していきます。

2 運営事業者の選定方法

方針:土地・建物共に市が所有している公設民営保育園については、現在の委託事業者を先行して選定審査を行うことを基本とします。市以外が土地・建物を所有する公設民営保育園については、運営事業者の選定方法に関して貸主の意向があるため、引き続き貸主との協議調整等をしていきます。

現在の委託事業者については、民間委託化の際に保護者参加による公募選定（公募型プロポーザル方式）を実施しています。また、保育の実施状況を確認しつつ、毎年度委託契約を更新していることから、今後も継続的に安定した保育が提供できる事業者である可能性が高いと考えられます。

そのため、土地・建物共に市が所有している公設民営保育園3園については、現在の委託事業者を民設民営化後の運営法人として先行して選定審査します。審査に当たっては、質の高い保育の提供と公平性を確保するため、対象園利用児童の保護者代表、公設公営保育園園長、所管課職員、第三者の学識経験者、対象園以外の保護者代表等からなる審査会を園ごとに設置し、子どもにとっての最善の利益を考慮して慎重に審査を行います。審査会では、以下の3点が満たされているかどうかを含め、運営事業者として適正かどうかを総合的に判断し、適切であると判断された場合は、現在の委託事業者を民設民営化後の運営事業者として選定します。

- ① 市が現在の委託事業者の保育園の運営状況及び保育内容が優良であると認めること
(財務状況の審査や保育計画、実績等から確認)
- ② 事業者が引き続き運営を行う意向があること (事業者への意向調査)
- ③ 保護者が現在の委託事業者による運営を希望すること (保護者アンケートの実施)

一方で、選定に至らなかった場合は、公募による事業者の選定手続へと移行することとします。なお、公募による事業者の選定手続は、従前行った民営化手続に準じて行います。

また、市以外が土地・建物を所有する公設民営保育園については、運営事業者の選定方法に関して貸主の意向があるため、市だけで事業者選定方法を決めることが出来ません。そのため、引き続き貸主との協議調整等をしていきます。

VI. 公設民営保育園における財産の所有状況及び処分方法

方針：公設民営保育園の土地及び建物等の財産処分に当たっては、これらの財産が認可保育所として形成された市民の財産であることに十分配慮するとともに、当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、財産の所有状況及び建物の状態、民設民営化後の費用負担等を総合的に判断し、処分方法を決定します。

1 公設民営保育園の土地・建物の所有状況

公設民営保育園の土地・建物は、土地・建物共に市が所有しているもののほか、都から建物を借り受けているもの、独立行政法人都市再生機構（UR）から借り受けた土地に市が建物を建てているものの3種類に整理（表8）できます。

2 財産処分方法の基本的な考え方

市が所有している事業用資産（土地、建物・附属設備）、物品については、民設民営化に当たって財産処分を行います。

土地の財産処分については、民設民営化事業開始当初の安定的な運営に配慮するとともに、他の事業への転用等を防ぐため貸付とし、貸付に当たっては、他の民間保育施設との施設運営に係る公平性を考慮して有償で貸し付けることとします。また、有償貸付の場合、普通借地と定期借地のいずれかの方法が考えられますが、普通借地については、建物買取請求権等の課題があることから、30年の定期借地とします。

建物の財産処分については、市が土地、建物・附属設備ともに所有する場合（表8上段）は、建物・附属設備については譲渡又は貸付の2つの手法が考えられますが、民設民営化後の運営事業者の安定的な運営、設備面での民間の自由な発想を生かせるメリットや、市の財政負担等を考慮して運営事業者へ譲渡することとし、譲渡に当たっては、他の民間保育施設との施設整備費に係る公平性を考慮し、有償で譲渡することとします。

土地、建物を市が都から借り受けている場合（表8中段）は、該当園はすべて都営住宅の1階部分の一部を保育園として借り受けた複合施設です。そのため建物の保育園部分について都の許可を得て、借受人を市から運営事業者へ変更し、都が運営事業者の有償貸付を行うこととなります。附属設備については、旧借受人である市は、附属設備を撤去してから退去することが基本とされていますが、都の許可を得て、新借受人である運営事業者へ附属設備を譲渡することも可能とされていることから、保育の継続性や、民設民営化後の運営事業者の安定的な運営、市の財政負担等を考慮し、運営事業者への有償譲渡とします。

土地は市が都市再生機構（UR）から借り受ける一方で、建物・附属設備は市が所有して

いるそよかぜ保育園（表８の下段）については、１階の大部分をそよかぜ保育園が使用し、２階以上をひばりが丘児童センター（学童クラブを含む。）として使用する複合施設となっています。そのため、建物の保育園部分について、土地所有者の都市再生機構（ＵＲ）の承諾を得て、市から運営事業者へ有償貸付を行うことになります。附属設備については、民設民営化後の運営事業者の安定的な運営、設備面での民間の自由な発想を生かせるメリットや、市の財政負担等を考慮し、運営事業者へ有償譲渡することを基本としますが、建物一体管理を前提とした共用設備等については、協議により決定します。

なお、各園で現在使用している市所有の物品については、保育の実施に支障をきたすことがないよう、運営事業者の要望に応じて有償譲渡します。

また、市が所有する建物・附属設備、物品の貸付・譲渡については、運営事業者が民設民営保育園を新たに開設した場合の負担割合と概ね同等となるよう考慮し、公平性を担保していきます。

表８ 公設民営保育園の土地、建物・附属設備、物品の所有状況

所有状況				財産処分				該当園名
土地	建物	附属設備	物品	土地	建物	附属設備	物品	
市		市	市	有償貸付	有償譲渡		有償譲渡	みどり、田無、しもほうや
都		市	市	都が有償貸付		有償譲渡	有償譲渡	ひがしふしみ、ほうやちょう、芝久保
UR	市	市	市	市が有償貸付		有償譲渡	有償譲渡	そよかぜ

※土地・建物欄が都又はURのものは、市が都又は独立行政法人都市再生機構（UR）から借り受けていることを表します。

※現在の委託事業者に所有権がある物品については、財産処分の対象となりません。

西東京市公設民営保育園の民設民営化計画（実施計画）

1 実施スケジュール

(1) 民設民営化の実施時期

民設民営化の実施スケジュールは、表Ⅰのとおりとします。

表Ⅰ 民設民営化の時期

	運営事業者の審査等の開始時期	民設民営化の時期	実施園
1園目	令和2年度	令和3年度 (又は令和4年度(※))	しもほうや保育園
2園目	1園目の民設民営化開始の翌年度	審査開始時期の翌年度 (又は翌々年度(※))	みどり保育園
3園目	2園目の民設民営化開始の翌年度	審査開始時期の翌年度 (又は翌々年度(※))	田無保育園

※下記(2)②の場合

(2) 園ごとの主なスケジュール

民設民営化に係る園ごとの主なスケジュールは、表Ⅱのとおり実施することを基本とします。

表Ⅱ 園ごとの主な実施スケジュール

①現在の委託事業者が運営を引き継ぐとき

時期		内容など
民設民営化移行2年度前		民設民営化する園での保護者説明会等の実施
民設民営化移行1年度前	第1～第2 四半期	審査会の設置及び審査 (保護者、事業者の意向調査等を含む)
	第3四半期	運営事業者決定のお知らせ
民設民営化移行年度		民設民営保育園として開園

表Ⅱのスケジュールにしたがって実施していく中で、審査会における選定において現在の委託事業者が選定に至らなかったときや、土地・建物の貸主との調整が整わない場合は、公募による選定手続へと移行することになります。

②現在の委託事業者が運営を引き継がないとき

公募選定の手続の中で現在の委託事業者以外が選定された場合は、表Ⅱの時期中の2年度前を3年度前に、1年度前を2年度前とし、移行1年度前には、引継ぎ保育(現在の委託事業者・民設民営化後の運営事業者による合同保育)等を行い、円滑な移行を図っていくこととします。

2 実施計画の見直し

現行の実施計画に事情変更が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行います。

資料編

1 西東京市子ども子育て審議会関係資料

■ 西東京市子ども子育て審議会委員名簿（平成 29 年度）

◎…会長 ○…副会長

（五十音順、敬称略）

氏 名	選 出 区 分
網 干 裕 之	西東京市私立幼稚園長代表
石 原 佳 那	公募市民：幼稚園利用保護者
井 上 美 喜	公募市民：保育所利用保護者
大 橋 亮 介	西東京市立中学校長代表
尾 崎 友 絵	公募市民：学童クラブ利用保護者
島 崎 里 子	主任児童委員
菅 野 美 鈴	人権擁護委員
菅 田 弘 之	東京都小平児童相談所
武 田 美 代 子	西東京市私立保育園長代表
蓮 見 純 子	公募市民：子育て支援団体
浜 名 幹 男	西東京市社会福祉協議会代表
○ 古 川 祐 子	大学教員
保 谷 力	西東京市立小学校長代表
◎ 森 田 明 美	大学教授
横 山 哲 夫	西東京市医師会代表
吉 野 玲 子	認証保育所代表

■ 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会部会員名簿

◎…部会長

（五十音順、敬称略）

氏 名	選 出 区 分
井 上 美 喜	公募市民：保育所利用保護者
武 田 美 代 子	西東京市私立保育園長代表
鳴 海 真 理 代	西東京市立保育園長代表
◎ 普 光 院 亜 紀	大学教員
吉 野 玲 子	認証保育所代表

平成 29 年 12 月 22 日

西東京市長

丸 山 浩 一 様

西東京市子ども子育て審議会

会 長 森 田 明 美

西東京市公立保育園の在り方について（答申）

平成 29 年 5 月 24 日付 29 西子保第 347 号をもって諮問がありました、西東京市公立保育園の在り方について、審議会及び専門部会において慎重に審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 答申

(1) 公設公営保育園が果たすべき役割

ア 西東京市の直営保育園として、蓄積された人材や市の組織力を有する公的機関としての特性を活かして、質を確保した保育を実施する役割を果たし、在園する子どもと家庭の支援を行う。

イ 児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割を果たし、在園する子どもと家庭を含めた、地域の子ども・子育て家庭の支援を行う。また、「子育て世代包括支援センター」構想にも繋がる役割を果たせるよう調整する。

ウ 保育の質を高める機関としての役割を果たし、地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援を行う。多様化する施設の質の確保のため、支援・指導・ネットワークの構築等をあわせて行う。

(2) 公設民営保育園の民設民営化の実施

公設民営保育園 7 園については、国・都からの負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保する。

なお、民設民営化（民間移譲）にあたっては次の 2 点に留意することを希望

する。

ア 子ども・保護者・職員の負担及び不安の軽減に配慮するとともに、現在の保育の質を担保し、市と協力して公益性が高い事業を実施する民間事業者の選定が重要であり、子どもの最善の利益を考慮しながら、選定方法を慎重に検討すべきである。あわせて民間の自由な創意工夫を阻害することがない範囲で、公私連携保育所の導入等についても検討する。

イ 保育園の土地及び施設の財産処分に当たっては、当該土地・建物は市民合意によって形成された財産であることに十分配慮しつつ、民間移譲に際し当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないように、土地・建物の所有状況、建物の状態、事業者の意向等を総合的に検討し判断する。

(3) 公設公営保育園の人材力の活用

ア 公設公営保育園の民営化の検討

公設公営保育園が新たな役割を担っていくためには、各園の職員体制の充実を図らなければならない。しかしながら、定員適正化と財源確保の問題から、現状のまま職員体制の充実を図ることは非常に困難である。職員体制の充実を図るため、公設公営保育園の一部を民設民営化し、それにより余剰人材と財源を確保し、公設公営保育園が果たすべき役割の実現に向けた機能強化について検討する。

イ 基幹型5ブロックの見直しの検討

公設公営保育園が新たな役割を担うに当たっては、現在の基幹型5ブロックでは利用者にとって身近なものとなりにくく、また各園の負担が大きい。公設公営保育園は、地域におけるセーフティネットの一翼を担う機関としての役割を果たす必要があることから、現状の基幹型5ブロックを細分化し、各園が担当する保育施設の適切な数と各園の配置に留意し、ブロック分けの見直しを検討する。また、子育て支援に限らず、西東京市全体で様々な活動主体による網の目の支援を行うために、他の福祉ネットワーク（地域包括ケアシステム等）との連携を図る。

西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会最終報告

本部会では、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化、保育人材不足の急激な深刻化、市の財政の厳しさ等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する仕組みを構築するため、公立保育園が今後どのように在るべきかについて、5回にわたり検討を行いましたので、その結果を報告します。

1 公設公営保育園の役割

公設公営保育園は、各園が保有する経験豊富な職員や、市の組織力を有する公的機関としての特性を活かしながら、下記の役割を担っていくことが求められる。

- (1) 西東京市の直営保育園として、蓄積された人材やその経験・技術を活かして、質を確保した保育を実施する役割
⇒在園する子どもと家庭の支援
- (2) 児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割
⇒在園する子どもと家庭も含めた、地域の子ども・子育て家庭の支援
＊国の「子育て世代包括支援センター」構想にもつながる役割。
- (3) 保育の質を高める機関としての役割
⇒地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援
＊多様化する施設の質の確保のため、支援・指導・ネットワーク構築等を行う。

2 公設民営保育園の民設民営化

市において第4次行財政改革大綱として、保育需要に基づく保育園定員の適正化と平成29年度以降の保育園の民間委託等について定められており、以下のとおり実施していく必要がある。

- (1) 公設民営保育園7園については、委託化による財政削減効果が年々減少していることから、国・都から負担金収入が見込まれる民設民営化（民間移譲）を順次進め、さらなる待機児童対策、保育環境の整備・充実のための財源を確保することが有効と考えられる。
- (2) 民設民営化に伴い財産処分を行うに当たっては、市の財産としての公共性を十分に考慮するとともに、実施に際し当該園の保育及び運営に支障をきたすことがないよう、財産の状況等を総合的に判断し、処分方法を検討されたい。土地・建物については、市が保有しているものと市が都又は都市再生機構（UR）から借り受けているものがある。そのため、市が借り受けている土地・建物を貸付とする場合、貸主が市ではないことがある。財産処分のパターンとしては、次の2パターンが考えられる。
ア 土地・建物ともに貸付ける
イ 土地を貸付し、建物は譲渡する
- (3) 民設民営化の実施方法を検討するに当たっては、子ども、保護者、職員の負担及び不安に配慮し、公私連携型保育所制度の導入等の対応策について検討されたい。

3 公設公営保育園の人材力の活用のために

(1) 公設公営保育園の民設民営化の検討

公設公営保育園が新たな役割を担っていくためには、各園の職員体制の充実を図らなければならないが、定員適正化と財源確保の問題から、現状のまま職員体制の充実を図ることは非常に困難である。職員体制の充実を図るためには、公設公営保育園の一部を民設民営化し、それにより余剰職員を確保することも有効と考えられ、本審議会において検討されたい。

(2) 基幹型5ブロックの見直しの検討

公設公営保育園が新たな役割を担うに当たっては、現在の基幹型5ブロックでは利用者にとって身近なものとなりにくく、また各園の負担が大きいと考えられる。公設公営保育園は、地域におけるセーフティネットの一翼を担う機関としての役割を果たす必要があることから、現状の基幹型5ブロックを細分化し、適切な公設公営保育園の配置となるよう、ブロック分けの見直しを行う必要がある。また、子育て支援に限らず、西東京市全体で様々な活動主体による網の目の支援が行えるよう、他の福祉ネットワーク（地域包括ケアシステム等）との連携を図ることが望ましい。

新たなブロック分けの検討に当たっては、下記の2点を考慮し、概ね8ブロック程度に分けることが望ましいと考えるが、公設公営保育園の民設民営化とあわせて、本審議会において検討されたい。

ア 日常的な相談に応じつつ、各種交流・支援を行っていくために、相談者が乳幼児連れであることを考慮しつつ、1ブロック当たりの保育施設が概ね10園程度となること。

イ ブロックの見直しと合わせて、出張講座の拡充や、母子保健施策等と連携した戸別訪問等のアウトリーチの機能強化による、より身近な相談体制が構築されること。

2 検討経過

	市	市民・保護者
平成 29 年 5 月	西東京市子ども子育て審議会に諮問（西東京市公立保育園の在り方について）	
平成 29 年 10 月～12 月	西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会（全 5 回）	
平成 29 年 12 月	西東京市子ども子育て審議会答申（西東京市公立保育園の在り方について）	
平成 30 年 1 月	当初計画（案）策定	パブリックコメント・市民説明会実施
平成 30 年 2 月		
平成 30 年 3 月		パブリックコメントの結果掲載
平成 30 年 3 月～5 月		市が土地・建物を所有する公設民営保育園（3 園）の保護者説明会実施
平成 30 年 5 月～ 平成 31 年 3 月	計画内容の一部見直し（庁内、関係機関、委託事業者等との調整）	
平成 31 年 4 月	計画（案）策定	公設民営保育園利用児童保護者に見直し内容を周知
令和元年 8 月～9 月		市が土地・建物を所有する公設民営保育園（3 園）の保護者説明会実施。その他 4 園の保護者に計画（案）を周知。
令和元年 10 月	計画策定	

.....

《50 音順》

■ 一時保育

保護者の短時間就労や保護者会への参加、冠婚葬祭、育児疲れ等、様々な理由で家庭での育児が困難になったときに、一時的に子どもを保育園で預かる制度。公設民営保育園6園、公設公営保育園1園、私立保育園2園で実施。(令和元年6月現在)

■ 一般財源

使途が法令等で定められておらず、どのような経費にも使用できる財源。市税、地方譲与税、地方交付税等が該当する。

本計画における「一般財源額（市負担額）」は、歳出額から国や都の補助金・保育料等の歳入を除いた、実質的な市の負担額をいう。

■ 延長保育

支給認定における保育必要量の範囲（短時間：８時間/日、標準時間：１１時間/日）を超えて提供する保育。保育標準時間の場合、公設民営保育園は１８時～２０時、公設公営保育園は１８時～１９時１５分又は１８時～２０時に実施。私立保育園は園により異なる。保育短時間利用の場合は、利用している園の開所時間の範囲内で利用可能。（令和元年６月現在）

■ 家庭的保育事業

市が定める設置基準を満たした家庭の保育者等に対し、市が委託をして実施する事業。家庭において必要な保育を受けることが困難な0歳児から2歳児までの子どもを対象に、保育士や保育に必要な研修を修了した家庭的保育者が、家庭的な雰囲気の中で少人数（最大定員5名）での保育を行う。

家庭的保育事業を行う施設を、「家庭的保育事業所」という。

■ 企業主導型保育事業

平成 28 年に内閣府が開始した企業（一般事業主）向けの助成制度。企業が自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供することができる。また、任意で地域の保育を必要とする子供を受け入れるための定員（地域枠）を設けることもできる。「認可外保育施設」であるため、利用の決定、利用料の設定等については各施設（設置事業者）が行う。

企業主導型保育事業を行う施設を、「企業主導型保育事業所」という。

■ 緊急一時保育

事故や保護者の急な病気、出産に伴う入院、家族の急な病気による看護など、緊急的に家庭での保育が困難になったときに、一時的に子どもを保育園で預かる制度。公立保育園全園および私立保育園2園で実施。（令和元年6月現在）

■ 経常収支比率

市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源等）に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に削減することができず、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源等）の比率を示した指標。この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなる。適正水準は、一般的に70～80%と言われている。

■ 公定価格

「認定の区分（1号～3号）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育・地域型保育に通常要する費用の額を勘案して、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額。子ども一人当たりの単価として設定されている。

各保育施設（認可が保育施設を除く）は、保護者に負担していただく保育料等だけでは運営することができず、不足する運営費を支援するため、公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額が、「施設型給付費」又は「地域型保育給付費」として支払われている（民設民営保育園には委託料として支払われる。）。

民設民営保育園及び地域型保育事業所では、施設型給付費を国・東京都・市がそれぞれ一定割合負担している。公設公営保育園及び公設民営保育園では、国及び東京都の負担がないため、施設型給付費相当分について、全額税などの市の一般財源を充てている。

なお、公設民営保育園には、公定価格相当額を委託料として支払っている。

■ 公募型プロポーザル方式

業務の委託先等を選定する際に、広く参加希望者を募り、応募のあった複数の事業者から企画提案を行ってもらい、その中から最も優れた提案を行ったものを選定する方式。

■ 産休明け保育

0歳児の受け入れを産休明け（産後57日目以降）から行うこと。公設民営保育園は全園で実施。公設公営保育園は生後3か月又は1歳児からの受け入れ。私立保育園は園により異なる。

■ 事業所内保育事業

市が定める設置基準を満たし、民間事業者等が市長の認可を受けて実施する事業。事業所（設置者）の従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに対して保育を行う。対象年齢は0歳から2歳で、定員数により「保育所型事業所内保育事業」（20人以上）と「小規模型事業所内保育事業」（19人以下）に分かれる。従業員の子どもを受け入れる定員（従業員枠）の人数に応じて、地域の保育を必要とする子どもを受け入れる定員（地域枠）を設けなければならない。

事業所内保育事業を行う施設を、「事業所内保育事業所」という。

■ 小規模保育事業

市が定める設置基準を満たし、民間事業者等が市長の認可を受けて実施する事業。家庭において必要な保育を受けることが困難な0歳児から2歳児までの子どもを対象に、比較的少人数（6人～19人）で保育を行う。保育従事者のうち、保育士有資格者割合が10割の施設が小規模保育事業A型、6割以上の施設が小規模保育事業B型、家庭的保育事業者が行う施設が小規模保育事業C型となる。

小規模保育事業を行う施設を、「小規模保育事業所」という。

■ 処遇改善

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に提供していくためには、「長く働くことができる」環境を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均経験年数や賃金改善、キャリアアップの取組に応じた人件費の加算及び技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算を行うもの。一定の条件を満たした場合、公定価格（給付費）の算定の際に処遇改善加算が適用される。

■ 第4次行財政改革大綱（アクションプラン）

西東京市が目指す行財政改革の方向性を示す指針。平成26年度から令和5年度までの10年間を取組期間として、行財政改革のさらなる推進により持続可能で自立的な自治体経営を目指すこととしている。

基本方針として、「経営の発想に基づいた将来への備え」、「選択と集中による適正な行政資源の配分」、「効果的なサービス提供の仕組みづくり」、「安定的な自主財源の確保」の4つの視点を設定しており、この基本方針に沿った具体的な改革の取り組みをアクションプランとして策定している。

■ 第三者評価

東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関が、保育施設の職員の自己評価や利用者アンケート調査を行った上で、サービス現場の確認や職員へのヒアリングを通して、サービス内容や組織運営について総合的に分析、評価、公表する制度。第三者の目から見

た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指す。

■ 地域型保育事業所

小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所の総称。利用調整及び利用の決定、保育料の決定等については、認可保育所と同様に市が行う。

■ 地域子育て支援センター

地域子育て支援の拠点として、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担う専任の職員を配置し、様々な事業を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設。市内の公設公営保育園5園（基幹型保育園）に併設されている。

■ 定期借地（権）

1992年に施行された借地借家法によって創設された制度。従来の借地権とは異なり、契約の更新がなく、契約期間満了時に土地を所有者に返還する（双方の協議等により再契約を行うことは可能）。土地の所有者が安心して貸すことができるため、土地の貸借が円滑に行われることが期待できる。

定期借地権には、一般定期借地権（借地期間50年以上）、建物譲渡特約付借地権（借地期間30年以上）、事業用借地権（借地期間10年以上20年以下）の3種類がある。

■ 定期的利用保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の勤務形態が多様化している中で、保護者の働き方に応じた保育の需要に応えるため、児童を一定程度継続的（月を単位として複数月）に保育する事業。「認可外保育施設」であり、利用の決定、利用料の設定等については各施設（設置事業者）が行う。

定期的利用保育事業を行う施設を「定期的利用保育事業所」という。

■ 東京都認証保育所

現在の認可保育所だけでは応えきれない大都市の保育ニーズ（0歳児保育、夜遅い時間までの保育等）に応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所。定員設定が20人から120人のA型と、6人から29人のB型の2種類がある（西東京市内にある認証保育所は全てA型）。「認可外保育施設」であり、利用の決定、利用料の設定等については各施設（設置事業者）が行う。

■ 西東京市公共施設等総合管理計画

今後の市の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示す「公共施設等マネジメント基本方針」、基本方針に掲げた公共施設の総量抑制やインフラの計画的な管理の方針に沿って、施設分野ごとに課題を整理して見直しの方向性や今後の取組をまとめた「公共施設等マネジメント基本計画」、施設のデータ集である「施設白書 2015」をまとめて、西東京市における公共施設等総合管理計画としている。

■ 西東京市子ども子育て審議会

西東京市子ども子育て審議会条例に基づき設置され、市長の諮問に応じて、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事、子ども・子育て支援事業計画に関する事、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事など、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に規定する事項その他の児童福祉に関する事項を調査、審議する機関。子ども子育て又は医療に関する事業に従事する者、学識経験者、保護者等により構成されている。

■ 西東京市子ども子育て審議会保育園あり方検討専門部会

西東京市における公立保育園のあり方を検討するため、西東京市子ども子育て審議会条例第 8 条の規定により設置された専門部会。学識経験者、公立及び私立保育園園長、保護者等により構成されている。

■ 西東京市第 2 次基本構想・基本計画

【基本構想】

平成 26 年度から令和 5 年度までの西東京市におけるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために策定し、行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけられているもの。まちづくりの基本理念としている『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』を実現するため、「みんなでつながり支えあうまち」、「豊かで明るい活気あるまち」、「安全・安心でほっとやすらぐまち」、「ひと・もの・ことが育ち活かされるまち」の 4 つを理想のまち（将来像）として位置づけ、さらにまちづくりの課題を解決するために 6 つのまちづくりの方向と 13 の分野を掲げている。

【基本計画】

基本構想で示した基本理念と将来像を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示している。

■ 認可外保育施設

認可保育所及び地域型保育事業所以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む。）の総称。代表的なものとして、ベビーホテル、居宅訪問型保育事業

（ベビーシッター）、院内保育室等がある。東京都認証保育所、定期的利用保育事業所、企業主導型保育事業所も認可外保育施設に該当する。設置に当たっては、東京都に届出が必要。

■ 認可保育所

国及び東京都が定める設置基準を満たし、市が東京都知事に設置を届け出た保育所及び民間事業者が東京都知事の認可を受け設置した保育所。家庭において必要な保育を受けることが困難な0歳児から5歳児までの子どもを対象とし、定員は20人以上。市が設置・運営している**公設公営保育園**、市が設置して運営を民間事業者に委託している**公設民営保育園**、民間事業者が設置・運営している**民設民営保育園**（私立保育園）に分けられる。利用調整及び利用の決定、保育料の決定等は市が行う。

■ 普通借地（権）

借地借家法に基づく借地権で、契約更新のある借地権のこと。契約満了時に貸主側に更新を拒否する正当な理由がなければ契約の更新が可能であることや、契約更新を行わない場合で、契約満了時に当該土地に建物がある場合は借主が建物買取請求権を行使することができるといった特徴がある。

■ 利用調整

市が実施する、市内の認可保育所及び地域型保育事業所の利用の調整のこと。利用申込書及び添付書類の内容を基に、保育の必要性を「保育所入所選考基準」により指数化し、指数の高い方から利用を決定（内定）する。

なお、認可外保育施設の利用の調整については、各施設（設置事業者）が行う。